

事務連絡
令和2年3月24日

各関係団体会長 殿

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令
で定める日を定める政令」の公布について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和2年3月13日付で、内閣官房新型インフルエンザ等対策室から通知がありましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

問合せ先

対策本部医療調整班 横川、湧川

電話 (045) 285-0529

健康危機管理課感染症対策グループ 橋本、村岡

電話 (045) 210-4793



閣 副 第 2 3 9 号
令和 2 年 3 月 13 日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型インフルエンザ等対策室長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令
で定める日を定める政令」の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）については、第 201 回国会（通常国会）において、本日、可決成立し、公布されたところです。また、関係の政令である「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令」（令和 2 年政令第 45 号。以下「政令」という。）についても、本日公布されました。

新型コロナウイルス感染症の国内における更なる感染の拡大も懸念されるところ、最悪の事態も想定し、国民生活や国民経済に及ぼされる影響を最小限にするよう、早急に必要な法制度を整える必要があります。

今般の改正法は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置及び新型インフルエンザ等緊急事態が発生したときにおける特別な措置等を定める新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）の適用の対象に、新型コロナウイルス感染症を暫定的（政令により、令和 3 年 1 月 31 日まで）に位置付けることにより、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものです。

改正法及び政令の内容については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係団体等に周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、迅速かつ的確に対策、措置等を講じられるよう、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

また、改正法については、別添 1 及び別添 2 のとおり、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法及び政令は、関係資料と併せて内閣官房のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>）に掲載しておりますので、御参照ください。

記

第1 改正法の内容

1 新型コロナウイルス感染症に関する特措法の適用の特例（附則第1条の2第1項）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）については、改正法の施行の日から（令和2年3月14日）から政令で定める日（政令により令和3年1月31日まで）までの間、法に規定する「新型インフルエンザ等」とみなして、この法及びこの法に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用すること。

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2 特措法第14条に関する経過措置（附則第1条の2第2項）

特措法第14条は、新型インフルエンザ等の発生等に関する厚生労働大臣による報告に関し、規定を設けているが、新型コロナウイルス感染症においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第1項に基づく公表によることなく、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた報告を行うことができるよう附則第1条の2第2項に規定する。

この規定による読替後の特措法第14条の報告に基づき、特措法第15条に規定する政府対策本部の設置を検討することを想定している。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。

※第2項による読替後の特措法第14条

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するとき (新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)) にあっては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき) は、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

3 行動計画等に関する経過措置(附則第1条の2第3項)

特措法第6条から第9条までに規定する政府行動計画(※)、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下「行動計画等」という。)については、既存の行動計画等における記載を施行後に、新型コロナウイルス感染症の記載としてみなすことができる旨を規定したものである。

3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下この項において「行動計画等」という。)に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

※なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画は「病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すもの」(Ⅰ.3)であり、実際に発生した際には、「病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、…対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する」(Ⅱ・2)とされている。

第2 政令の内容

改正法により、政令で定めることとしている、改正法の施行の日から、暫定的に新型コロナウイルス感染症を法に位置付ける期日は、令和3年1月31日までとすること。

第3 施行期日

改正法及び政令は、公布の日の翌日(令和2年3月14日)から施行するものとすること。

第4 改正法及び政令に関する問い合わせについて

改正法及び政令に関する質問がある場合には、令和2年3月19日（木）までに内閣官房新型インフルエンザ等対策室（メールアドレス：g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp）までお願いします。メールを送信いただいた場合は、必ず03-6257-3086（内閣官房新型インフルエンザ等対策室（*不通の場合は03-6257-1309））までその旨を連絡いただくようお願いいたします。

当室では、御質問の内容を踏まえ、一般的な内容等公表できる質問がありましたら、状況に応じQ&Aの発出を検討する予定です。なお、原則としていただいた御質問については、直接当室から電話等で回答をさせていただく予定です。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に定める新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に係る各種の措置は国民生活に重大な影響を与える可能性のあることに鑑み、定められた要件への該当性については、多方面からの専門的な知見に基づき慎重に判断すること。

二 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認める判断をするに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取すること。

三 緊急事態宣言をするに当たっては、特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会へその旨及び必要な事項について事前に報告すること。緊急事態宣言を延長する、区域を変更する、又は解除する場合も同様とすること。

四 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ

等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を府対策本部長に報告すること。府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめ、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。

五 課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報共有を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して施策の実施に当たること。

六 特措法に定める政府行動計画に基づき、必要な措置を迅速かつ組織的に幅広く実施すること。その際、都道府県・市町村等がそれぞれの行動計画等に基づき迅速・的確に施策を実行できるよう、政府が持つ情報や学識経験者の意見を提供し、最大限の支援を行うこと。

七 各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。

八 必要と認められる者については、早期にPCR検査を実施するとともに、健康観察を行うための体制を確立すること。

九 今回の事態により、大幅なマイナス成長になる可能性が極めて高いことを前提に、消費と雇用に重点を

置いた万全の金融・財政政策を講ずること。その際、サプライチェーンの寸断等や風評被害を含む顧客の大幅減少により大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主・フリーランスのうち、新型コロナウイルス拡大に伴う減収が一定程度を超える事業者に対して、事業継続が可能となるよう特に配慮すること。

十 特措法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行うに当たっては、その実効性の一層の確保を図るため、当該要請等によって経済的不利益を受ける者への配慮を十分に検討すること。

十一 企業及び個人（奨学金を含む。）に対する貸付条件等について、国から金融機関等に対して柔軟な対応を要請すること。

十二 生活や経済に支障が生ずる国民や企業が相談できる窓口を開設し、ワンストップで各種支援制度の申請手続が行えるよう早急に検討すること。その際、緊急的かつ深刻な経済情勢に鑑み、申請手続における提出書類や各種条件を極力簡素化するとともに、審査は迅速かつ合理的に行うようにすること。

十三 過去の経験に照らせば、新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには自殺リスクの高まりにも発展しかねない状況となっていることを踏まえ、政府は一人の命も

犠牲にしないという強い決意のもとに、全国の自治体と連携し、自殺対策（生きることの包括的支援）を万全に講ずること。

十四 国民、企業などが、不必要な混乱を避け、冷静で的確な行動がとれるよう、科学的見地からも正確で必要十分な情報発信を適時、適切に行うこと。特に、医療従事者、高齢者、学校関係者、訪日・在留外国人、海外等への情報発信には最大限留意すること。また、ウイルスの肺以外の臓器や血液への影響、排泄物を通じた感染、動物への感染などについて、医学的に検証し、その結果についてもきめ細かく情報提供するように努めること。

十五 農水産品の流通及び輸出入に支障が生じないように努めるとともに、国産の輸出農水産品について科学的知見を踏まえて対応し、風評被害防止に努めること。

十六 中小企業金融の返済期限、雇用保険の給付期間の延長などについて、東日本大震災に伴って実施された期限延長措置にならない、その実施を検討すること。

十七 国が自治体等の事務に関し方針等を定めた場合には、国は自治体等からの質問に対して誠実に回答すること。

十八 専門的知見を活用し、感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版CDC等の設置）を検討すること。

十九 今回の新型コロナウイルス感染症への政府がとった対応について、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を明らかにすること。

二十 特措法の適用の対象となる感染症の範囲（当該感染症に係る法令の規定の解釈により含まれるものの範囲を含む。）について、速やかに検討すること。

〔令和二年三月十三日
参議院内閣委員会〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に定める新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に係る各種の措置は国民生活に重大な影響を与える可能性のあることに鑑み、定められた要件への該当性については、ウイルスの病原性、感染力等の科学的知見に基づき、感染者の状況、感染地域を考慮し、慎重に判断すること。その際、医学・公衆衛生等の専門家の意見を十分踏まえること。

二 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認める判断をするに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取すること。

三 緊急事態宣言をするに当たっては、特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会へその旨及び必要な事項について事前に報告すること。緊急事態宣言を延長する、区域を変更する、又は解除する場合も同様とすること。

四 特措法に定める政府行動計画に基づき、必要な措置を迅速かつ組織的に幅広く実施すること。その際、都道府県・市町村等がそれぞれの行動計画等に基づき迅速・的確に施策を実行できるよう、政府が持つ情報や学識経験者の意見を提供し、最大限の支援を行うこと。

五 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府対策本部長に報告すること。政府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめるとともに、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。

六 課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報共有を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して施策の実施に当たること。

七 新型コロナウイルス等が周期的に発生することに鑑み、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部等においては、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる事態が行政文書の管理に関するガイドラインに基づく「歴史的緊急事態」に指定されたことを踏まえ、特に、緊急事態宣言の決定に至り得る場合においては、会議録等の経過記録と科学的根拠となるデータ保存に万全を期し、国民への説明責任を果たすとともに、海外関係諸機関との情報共有を行い、次代への教訓として活用できるようにすること。

八 各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。

九 放送事業者への指定公共機関の指定は限定するとともに、感染症に関する報道・論評の自律を保障し、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

十 必要と認められる者については、早期にPCR検査を実施するとともに、健康観察を行うための体制を確立すること。

十一 今回の事態により、大幅なマイナス成長になる可能性が極めて高いことを前提に、消費と雇用に重点を置いた万全の金融・財政政策を講ずること。その際、サプライチェーンの寸断等や風評被害を含む顧客の大幅減少により大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主・フリーランスのうち、新型コロナウイルス拡大に伴う減収が一定程度を超える事業者に対して、事業継続が可能となるよう特に配慮すること。

十二 小学校等の臨時休業により、仕事を休まざるを得なくなった保護者等への支援策や、放課後児童クラブ等の子供の居場所の確保に万全を期すること。

十三 特措法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行う政令については、消毒液の設置、人数制限等のより人権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示し、集会の自由等の人権が過度に制約されることのないようにすること。その際、感染症の専門家及び現場の意見を十分踏まえること。

十四 特措法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行うに当たっては、その実効性の一層の確保を図るため、当該要請等によって経済的不利益を受ける者への配慮を十分に検討すること。

十五 企業及び個人（奨学金を含む。）に対する貸付条件等について、国から金融機関等に対して柔軟な対応を要請すること。

十六 生活や経済に支障が生ずる国民や企業が相談できる窓口を開設し、ワンストップで各種支援制度の申請手続が行えるよう早急に検討すること。その際、緊急的かつ深刻な経済情勢に鑑み、申請手続における提出書類や各種条件を極力簡素化するとともに、審査は迅速かつ合理的に行うようにすること。

十七 過去の経験に照らせば、新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問

題、さらには自殺リスクの高まりにも発展しかねない状況となっていることを踏まえ、政府は一人の命も犠牲にしないという強い決意の下に、全国の自治体と連携し、自殺対策（生きることの包括的支援）を万全に講ずること。

十八 国民、企業などが、不必要な混乱を避け、冷静で的確な行動がとれるよう、科学的見地からも正確で必要十分な情報発信を適時、適切に行うこと。特に、医療従事者、高齢者、障害者、学校関係者、訪日・在留外国人、海外等への情報発信及び相談・支援体制の構築には最大限留意すること。また、ウイルスの肺以外の臓器や血液への影響、排泄物を通じた感染、動物への感染などについて、医学的に検証し、その結果についてもきめ細かく情報提供するよう努めること。

十九 農水産品の流通及び輸出入に支障が生じないよう努めるとともに、国産の輸出農水産品について科学的知見を踏まえて対応し、風評被害防止に努めること。

二十 中小企業金融の返済期限、雇用保険の給付期間の延長などについて、東日本大震災に伴って実施された期限延長措置にならない、その実施を検討すること。

二十一 感染症対策を一元的に担い、一定の権限を持つ危機管理組織の在り方（日本版CDC等の設置）を検討すること。

二十二 今回の新型コロナウイルス感染症への政府がとった対応について、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を明らかにすること。

二十三 特措法の適用の対象となる感染症の範囲（当該感染症に係る法令の規定の解釈により含まれるものの範囲を含む。）について、速やかに検討すること。

二十四 感染国から在留邦人、邦人旅行者を早期に出国させるため、出国手段等の確保に万全を尽くすこと。また、船舶での感染症対策について、国際的な協議を速やかに行うこと。

二十五 新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

右決議する。